

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕から〔設問2〕までに答えなさい。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、取締役会を設置している。甲社は種類株式発行会社ではなく、甲社の定款には、株式の全部について株式の譲渡には甲社取締役会の承認が必要である旨の定めがある。甲社の発行済株式の95%は甲社の創業者であるAが保有しており、甲社の代表取締役を務めている。残りの5%はAの親族らが保有している。甲社の最終事業年度は令和5年3月31日を決算日とする事業年度であるが、その貸借対照表によれば総資産は約30億円、純資産は15億円、資本金は2億円であり、損益計算書によれば売上高は約30億円、税引後当期純利益は6000万円であった。
2. 甲社においては、従業員が取締役に就任することがよくあった。そのような取締役が退任する際の退職慰労金の支給については、概ね次のような手順が踏まれていた。すなわち、取締役の退任が決まったときは、勤続年数、役職、功勞の程度を勘案してAが退職慰労金の金額を決定したのち経理課長に命じて直ちに同額を支給し、次の定時株主総会において貸借対照表に注記することによってA以外の株主に退職金の支給を報告することとされていた。その際、特に株主総会決議が行われることはなかった。
3. 甲社では令和元年5月、平成21年6月以来10年間に渡って取締役を務めていたBが退任することとなった。Bは客観的に見ても相応の功績を上げていた取締役であったが、平成23年6月以降、甲社の営業の方針をめぐってAと対立したため、退職を余儀なくされたものであった。
4. Bの退任にあたり、Aはこれまでの手続きに従い、Bに対する退職慰労金の額を0とすることを決定した。この0という額は、旧来の退職慰労金の支給基準からすると低すぎる額であり、過去に退職慰労金を0とする例はなかった。AはBに対する退職慰労金を0とする旨を令和元年6月28日の甲社定時株主総会において通例通りに報告した。他の株主からはこのことについて特に意見を述べることはなかった。
5. 他方Bは、Aから退職慰労金の額が0であることを聞かされた際、自分には10年来の取締役在任中に相当の功績を上げたはずであり支給額が0というのはおかしい、と主張した。Bは定時株主総会の翌日である令和元年6月29日、甲社宛に内容証明郵便を発送し、そのなかで自己の10年来の功勞に応じて退職金を支給するよう求めた。この内容証明郵便は、同年7月1日に甲社に到達した。
6. 甲社の経理課長であるCは、Bのシンパであった。CはBの立場に同情し、Aからの

命令がないにもかかわらず、従来の基準に従った場合に B に支給される退職慰労金に相当する額を B に振り込んだ。なお、B と C との間に共謀関係はなかった。

7. 令和 2 年 5 月、A は、C が B に対して退職慰労金相当額の振込みを行なっていることを初めて知った。そこで A は C を更迭するとともに、B に対して振り込まれた額に相当する額の返還を求めて訴えを提起した。これに対して B は、自己に退職慰労金債権があること、仮にないとしても甲社による返還請求は信義則に違反するとして、返還義務がないことを主張した。

〔設問 1〕B の主張を考慮しつつ、甲社の請求が認められるか、論じなさい。

8. A はその後、甲社の業態を拡大することとし、そのために必要な土地の購入をおこなうこととした。購入対象とされた乙株式会社（以下「乙社」という。）が保有する土地（以下「本件土地」という。）の価格は 3 億 5000 万円であった。
9. 甲社の取締役は A のほか D、E、F、G の 4 名がおり、A が代表取締役であった。また、取締役のうち G は取締役として選任されているものの、名義を貸しているのみであって、実際の業務は何も行なっていなかった。F 自身、甲社の業務には何の興味も持っておらず、業務に関連して何らかの発言をしたこともなかった。
10. 令和 4 年 11 月 10 日、甲社の定例取締役会が開催され、A、D、E、F が出席した。G には招集通知は送られていなかった（G に招集通知が送られないのは、定例の通りであった）。この会議において、本件土地を乙社から 3 億 5000 万円で購入することを決定した。同月 25 日、甲社は代金を支払うとともに本件土地の引渡しを受けた。
11. 令和 5 年 12 月 10 日、A が急逝した。A の唯一の相続人である D が A の保有する株式を相続するとともに、新たに代表取締役に就任した。D は A の事業拡大路線について疑問を持っており、事業拡大を前提とした本件土地の購入にも否定的な考え方を持っていた。そこで、D は E、F とともに相談のうえ、本件土地の取得に必要な取締役会決議がないことを理由として本件土地の取得の無効を乙社に対して主張することとした（以下「本件主張」という）。

〔設問 2〕本件主張は認められるか、論じなさい。